

後期高齢者医療制度

平成24年7月16日発行
平成24年 第2号
医療助成室
☎229-3285 ☎229-5001

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から始まった医療制度で、75歳以上の人(65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、申請して認定を受けた人を含む)を対象としています。

8月1日から保険証が変わります

後期高齢者医療制度の保険証は、毎年8月1日に更新されます。7月下旬に、新しい保険証(若草色)を三重県後期高齢者医療広域連合から簡易書留郵便で送ります。

現在お持ちの保険証(桃色)の有効期限は7月31日です。8月以降に医療助成室、各総合支所市民福祉課(市民課)または各出張所に返却するか、各自で処分してください。処分する場合は、住所・氏名などが分からないように裁断するなど十分注意してください。

医療機関で支払う自己負担の割合

医療機関の窓口では、掛かった医療費の1割または3割を支払います。8月1日からの自己負担割合は、平成23年中の所得金額を基にして判定します。

| 所得区分 | 医療機関で支払う自己負担額 |
|---------|---------------|
| 一般 | 掛かった医療費の1割 |
| 現役並み所得者 | 掛かった医療費の3割 |

現役並み所得者とは…住民税課税標準所得145万円以上の被保険者や、その人と同じ世帯にいる被保険者です。なお、住民税課税標準所得金額は、市民税・県民税納税通知書で確認することができます。

申請により自己負担割合が変わります

現役並み所得者と判定された人であっても、次の条件に該当する場合は、申請により自己負担割合が3割から1割になります。なお、該当すると思われる人には、6月初旬に基準収入額適用申請書を送付しています。申請を受け付けた翌月から適用されますので、まだ申請していない人は、早めに提出してください。

- 同一世帯の被保険者が1人の場合で、収入が383万円未満
- 同一世帯の被保険者が2人以上いる場合、または被保険者が1人で同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合で、収入の合計額が520万円未満

住民税非課税世帯の人は 限度額適用・標準負担額減額認定申請を

住民税非課税世帯の人は、医療機関等で「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「認定証」という)を提示すると、一部負担金や入院時の食事代などが減額されます。認定証は、申請により交付します。申請月から減額となりますので、早めに申請してください。

現在、認定証を持っている人

現在お持ちの認定証の有効期限は、7月31日です。8月以降に医療助成室、各総合支所市民福祉課(市民課)または各出張所に返却していただくか、ご自身で処分してください。新しい認定証の交付に必要な申請書は、7月下旬に送付する新しい保険証に同封しますので、申請してください。

現在、認定証を持っていない人

申請書は送付されません。平成24年度住民税非課税世帯の人は、申請してください。



各種申請は

医療助成室、各総合支所市民福祉課(市民課)、または各出張所(アストプラザ、久居駅前を除く)へ